

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月1日
【発行者名】	タカラレーベン不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 石原 雅行
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目14番15号
【事務連絡者氏名】	タカラPAG不動産投資顧問株式会社 取締役財務企画部長 春日 哲
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目14番15号
【電話番号】	03-6435-5264
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

タカラレーベン不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人について異動が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

株式会社レーベントラスト（該当することとなった関係法人）

ア．主要な関係法人（特定関係法人）の名称及び住所

株式会社レーベントラスト
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目23番3号

イ．資本金の額

60百万円（本書の日付現在）

ウ．関係業務の概要

本投資法人の保有資産である不動産及び不動産信託受益権の全てに関するマスターリース兼不動産管理業務

株式会社タカラプロパティ（該当しないこととなった関係法人）

ア．主要な関係法人（特定関係法人）の名称及び住所

株式会社タカラプロパティ
東京都豊島区池袋二丁目14番4号

イ．資本金の額

30百万円（2019年9月30日現在）

ウ．関係業務の概要

本投資法人の保有資産である不動産及び不動産信託受益権の全てに関するマスターリース兼不動産管理業務

（2）異動の理由及びその年月日

異動の理由

本投資法人の保有資産である不動産及び不動産信託受益権の全てに関するマスターリース会社であり、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているタカラPAG不動産投資顧問株式会社の特定関係法人（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第29条の3第3項第3号及び第4号に掲げる取引を行った法人）であった株式会社タカラプロパティが、2019年10月1日を効力発生日として、株式会社タカラプロパティを消滅会社、同社のグループ会社である株式会社レーベントラストを存続会社とした吸収合併を行いました。これにより、同日付で、株式会社レーベントラストが本投資法人の保有資産である不動産及び不動産信託受益権の全てに関するマスターリース会社となり、本投資法人の特定関係法人に異動が生じたためです。

異動の年月日

2019年10月1日

以上